

令和7年度 茨城県

幼児教育・保育施設 物価高騰対策支援金



コメなどの食材の高騰により増大する幼児教育・保育施設の負担を軽減し、健全な施設運営を図るため、**食材料費**に係る支援金を支給します！

申請
期間

令和7年10月27日(月)
～12月12日(金) 必着

支給
金額

<食材料費>

2,500円※1 × 給食提供園児数※2

※1 令和7年4月1日までに開所した施設に適用される単価
令和7年4月2日から令和7年10月1日までに開所した施設は2分の1が支給額になります

令和7年10月2日以降に開所した施設は、支給対象外

※2 令和7年10月1日時点の給食提供園児数

対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、
認可外保育施設(居宅訪問型認可外保育施設を除く)

↓詳細はこちら↓



茨城県 子ども未来課 物価高騰対策

検索



申請前に必ず、茨城県子ども未来課ホームページにて詳細をご確認ください

◆お問い合わせ◆

茨城県福祉部子ども政策局子ども未来課

電話 029-301-3252

平日 9:00～17:00

注意事項

申請前に、県子ども未来課ホームページにて、支給要綱及び申請マニュアルを必ずご確認ください！

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/kodomo/2025bukkakoutou.html>

- ・申請の内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付できない場合があります。
 - ・虚偽申請や不正受給があった場合には、速やかに支給額を返還していただきます。
- 併せて、加算金(年利10.95%)及び延滞金の納付を要します。

申請方法

「電子申請」をご利用ください！

- ・県子ども未来課のホームページから「**いばらき電子申請・届出サービス**」にアクセスしてください。
- ・「いばらき電子申請・届出サービス」は、利用者登録をせずに利用可能です。(添付ファイル容量の上限は50MBです。)

※電子申請ができない場合のみ、書面により申請いただけます。

- ・様式第1号は**県子ども未来課ホームページ**において、ダウンロードしてください。
- ・郵送する際は、**レターパック、簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法**により、送付してください。

【郵送先】(令和7年12月12日消印有効)

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県福祉部子ども政策局子ども未来課 物価高騰対策支援金担当 宛

※一つの法人等で複数の幼児教育・保育施設を運営する場合は、一括して申請してください。また、法人全ての施設の申請額を取りまとめてください。

申請に必要な書類（主なもの）

- ・ 令和7年度茨城県幼児教育・保育施設物価高騰対策支援金支給
申請書兼宣誓・同意書及び施設内訳書(様式第1号)
- ・ 振込先口座の通帳の写し
- ・ 給食実施状況確認書類

※ 詳細は県子ども未来課ホームページでご確認ください。



茨城県